

2022年2月25日

会員校の皆様

一般社団法人全国保健師教育機関協議会会長
岸 恵美子

感染症の健康危機管理に強い保健師に求められる卒業時の到達目標に関する調査について

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

COVID-19 のパンデミックが継続する中、それらに対応できる保健師の育成は喫緊の課題となっております。さらに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、保健師教育においては、健康危機管理能力の強化が求められております。健康危機管理対策委員会では、このような社会のニーズに対応するため「感染症の健康危機管理に強い保健師に求められる卒業時の到達目標」の案を作成いたしました。この案は、厚生労働省（2020）の「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」のうち、大項目3「地域の健康危機管理を行う」を感染症に特化して、感染症の健康危機管理に関する教科書や資料の記述を分析した上で、項目を整理したものです（詳細は次頁をご参照下さい）。この案について、会員校の皆様はその妥当性に関してのご意見をお伺いできればと存じます。

さらに2021年度における会員校のCOVID-19に関する保健医療福祉支援の実態を明らかにするための調査にもあわせてご協力の程、お願いします。

1. 目的

- ・「感染症の健康危機管理に強い保健師に求められる卒業時の到達目標」案の妥当性を検証する。
- ・会員校の保健師教育課程の教員と学生のCOVID-19に関する保健医療福祉支援の実態を把握する。

2. 方法

- ・各教育機関の保健師教育代表者様 1名にアンケートへの回答をお願いします。所要時間は20分程度です。アンケートの回答はエクセルファイルにし、下記へ返送をお願いします。

アンケートの返送の窓口 東京医科大学 鈴木良美 ysuzu@tokyo-med.ac.jp

- ・回答は、2022年3月18日(金)までにお問い合わせをお願いします。
- ・本案は、教育課程（大学院、専攻課程、学部、専門学校）の違いによる到達度を問うているものではなく、共通する項目と到達度の作成となります。そのため、回答は、自校の教育課程や教育内容による到達度ではなく、保健師教育としてあるべき到達度を考慮してご回答下さいますようお願いいたします。
- ・アンケートの結果は会員校の皆様へ報告書もしくは機関紙への投稿などの方法により報告いたします。

3. 倫理的配慮

- ・結果を公表する際は学校名や個人情報などが特定できないように配慮します。

問い合わせ先

全国保健師教育機関協議会 健康危機管理対策委員会 委員長 鈴木良美

東京都新宿区新宿6-1-1 東京医科大学医学部看護学科

電話 03-5357-7154 E-mail ysuzu@tokyo-med.ac.jp

引用文献

厚生労働省(2019)：保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度、看護基礎教育検討会報告書、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07297.html (2022年2月13日検索)

「感染症の健康危機管理に強い保健師に求められる卒業時の到達目標」案の作成に関して

1. 厚生労働省(2019)「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」と本案の関連

- ・厚生労働省の「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」（以下、厚労省版）には 5 つの大項目があります。本案は大項目 3「地域の健康危機管理を行う」を感染症に特化して、項目を修正・作成しました。大項目 3には中項目として「G. 平時から健康危機管理体制を整える」「H. 健康危機の発生に対応する」「I. 健康危機のからの回復に対応する」の 3 項目が含まれています。まずは、この中項目 G～I を感染症版の表現に修正しました（表 1 参照）。
- ・感染症版の中項目 G～I をさらに小項目、下位項目に整理しました。
- ・厚労省版は対象を「個人/家族」「地域（集団／組織）」に分けており、本研究でも同様に分類しました。

表 1 感染症版の中項目と、小項目・下位項目数

対象	感染症版の中項目	小項目数	下位項目数
個人/家族	G. 平時から感染予防と拡大防止体制を整える	1	2
	H. 感染症健康危機の発生に対応する	3	14
	I. 感染症健康危機の小康期、収束に対応する	3	5
地域 (集団／組織)	G. 平時から感染予防と拡大防止体制を整える	3	10
	H. 感染症健康危機の発生に対応する	4	23
	I. 感染症健康危機の小康期、収束に対応する	4	10
	全期を通じた活動	1	3
	計	19	67

2. 感染症健康危機管理版の中項目と対象との関連

- ・中項目は G 平時→H 危機発生時→I 小康期、収束というプロセスになっています。
- ・感染症健康危機管理に関する対象をさらに明確にするよう分類し、分類した対象と中項目のプロセスとの関連と、該当する小項目を以下に示しました。下位項目に関しては質問紙をご参照下さい。

表 2 感染症健康危機管理版の対象と中項目との関連

対象		G. 平時から感染予防と 拡大防止体制を整える	H. 感染症健康危機管理の発生に 対応する	I. 感染症健康危機の小康期、収 束に対応する
個人 ／ 家族	個人・家族	1 平時から個人・家族への感染予防と支援策を講じる	2 個人・家族への感染予防と拡大防止策を講じる	5 個人・家族への対策を評価して見直す
	患者・濃厚接触者		3 患者の感染源・濃厚接触者を特定し、適切な療養生活への支援を行う 4 患者・濃厚接触者の命を護る支援体制を整える	6 患者・濃厚接触者の再感染予防と回復を支援する 7 患者・濃厚接触者への支援を評価し、地域の課題解決に活かす
地域 (集団 ／ 組織)	地域全体	8 地域の感染予防と健康危機への準備態勢を整える	11 健康危機の発生による地域のリスクを推定して迅速に対応する	15 健康危機への地域の対策を評価し、新たな方策を講じる
	地域住民・集団	9 住民・集団への感染予防策を講じる	12 住民・集団への感染予防と拡大防止のため対策を講じる	16 住民・集団への対応を評価し、見直す
	クラスターが発生した集団		13 クラスターが発生した集団への積極的疫学調査を行い、感染拡大防止への対策を講じる	17 クラスターが発生した集団に回復への支援と対応の評価を行い、地域全体の予防へ活かす
	保健所・関係機関の体制	10 健康危機に備えた保健所内外の協働体制を整える	14 健康危機に対応できるよう保健所内外の協働体制および医療提供体制を強化・管理する	18 保健所内外の協働体制を評価し、見直す
	全期を通じた活動	19 健康危機に対応できるよう保健師の実践能力を向上させる		